

事務事業名		受益者負担金収納事務		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業																					
政策体系	政策名	0 6 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間		予算科目																					
	施策名	2 0 自然環境の保全		区分		会計	款 項 目 事業																				
	基本事業名	0 1 河川・湾内の水環境保全		単年度繰返		下水道	01 01 04 0000																				
根拠法令		都市計画法、地方自治法、市条例・規則		※期間欄に開始年度を記入																							
所属	部課名	上下水道部下水道事業所		【開始年度】		事務事業区分																					
	課長名	熊井 勝幸		7 年度～		E 一般																					
	係名	管理係	電話	0192-27-3111																							
	担当者	澤田 智史	内線	201																							
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)																					
<p>公共下水道が使用可能となった区域の受益者に下水道事業費の一部を負担していただくための賦課徴収事務。</p> <p>具体的な事務内容は以下のとおり。</p> <p>ア.電算システムの年度更新契約、イ.納付書発注、ウ.申告書作成・発送、エ.申告書受付、オ.申告内容入力、カ.申告内容審査、キ.受益者負担金賦課決定、ク.納付書・決定通知書発送、ケ.毎日の収納消込作業、コ.口座振替データ作成、サ.口座振替データ取込作業、シ.口座振替不納通知作成・発送、ス.督促状作成・発送、セ.一括納付報奨金交付事務、ソ.受益者負担金減免、徴収猶予対象者の内容審査、タ.減免決定通知・徴収猶予決定通知作成・発送、チ.徴収猶予取消確認、決定通知作成・発送、ツ.滞納者整理表を作成、テ.滞納者宅訪問による納付指導、ト.催告書作成・発送</p> <p>事業費は、受益者負担金一括納付報奨金、納付書作成印刷費、電算システムの保守費用などに支出される。</p>						<table border="1"> <tr><td>国庫支出金</td><td></td></tr> <tr><td>都道府県支出金</td><td></td></tr> <tr><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>一般財源</td><td></td></tr> <tr><td>事業費計(A)</td><td>0</td></tr> <tr><td>正規職員従事人数</td><td></td></tr> <tr><td>延べ業務時間</td><td></td></tr> <tr><td>人件費計(B)</td><td>0</td></tr> <tr><td>トータルコスト(A)+(B)</td><td>0</td></tr> </table>		国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)	0
国庫支出金																											
都道府県支出金																											
地方債																											
その他																											
一般財源																											
事業費計(A)	0																										
正規職員従事人数																											
延べ業務時間																											
人件費計(B)	0																										
トータルコスト(A)+(B)	0																										

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	
受益者申告書收受、負担金賦課決定通知書及び納付書の送付、収納金の消し込み作業、一括納付の確認、報奨金の交付。減免、徴収猶予事務。特別徴収。		ア	新たな受益地
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	収納率
前年度と同じ		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		名称	
受益者		カ	受益者負担金申告受付件数
		キ	調定額
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		ク	整備面積
受益者負担金制度の目的は、①巨額の投資をして整備する下水道が利用できる人とできない人の間の負担の公平、②事業費の一部に充てる、③受益者負担金を賦課することによって下水道事業への関心が高まり、接続率の向上を図る。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		名称	
受益者負担金を賦課徴収することによって下水道事業の推進にも繋がり、大船渡湾の水質保全、環境衛生の向上となる。		サ	一括納付金額
		シ	一括納付者
		ス	収納率

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(目標)	7年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	1,755	1,048	1,104	736	1,200	1,200
		一般財源	千円	0	0	0	0	0	0
	人件費	事業費計(A)	千円	1,755	1,048	1,104	736	1,200	1,200
		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	480	480	480	480	480	480
		人件費計(B)	千円	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
		トータルコスト(A)+(B)	千円	3,675	2,968	3,024	2,656	3,120	3,120
⑤活動指標	ア	筆	223	232	265	213	240	240	
	イ	%	97.80	97.80	95.20	97.02	97.00	97.00	
	ウ								
⑥対象指標	カ	件	135	151	161	130	150	150	
	キ	千円	40,944	42,328	41,684	33,322	40,000	40,000	
	ク	ha	19.10	12.74	9.45	17.22	17.50	17.50	
	サ	千円	18,391	20,525	19,740	12,780	20,000	20,000	
⑦成果指標	シ	人	90	86	112	81	85	85	
	ス	%	97.80	97.80	95.20	97.02	97.00	97.00	

事務事業ID	0698	事務事業名	受益者負担金収納事務
--------	------	-------	------------

<b>(3) 事務事業の環境変化・住民意見等</b>	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	下水道事業の費用の一部に充てるために条例が制定された。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	土地(または家屋)の所有者に対し賦課されることから、変化はない。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	一部の住民からは、高額のため支払が困難であることや、下水道事業自体への反対等の意見もある。

2 評価の部(SEE) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている      ▽ 理由・内容 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつかか？意図することが結果に結びついているか？ 認可区域内における事業の整備は、特定地域の住民を対象とすることから、負担金を徴収することにより下水道と関係ない地域の住民との負担の公平に資する。また、受益者負担金を賦課徴収することによって、住民が下水道事業に関心を持つ可能性が高いため、下水道接続につながり接続率向上に寄与する。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である      ▽ 理由・内容 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 負担金を徴収し、整備事業の費用に充てることは市が行うべきものである。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である      ▽ 理由・内容 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 対象者は、供用開始区域内の土地(または家屋)の所有者に限定されるものである。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない      ▽ 理由・内容 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 収納対策の強化による収納率向上余地がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある      ▽ 理由・内容 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 1-(1)-③のとおり、三つの目的で受益者負担金制度が存在していることから、廃止はできない。また、一括納付の報奨金を廃止した場合は、負担金の初年度の収納額が減少する可能性が高い。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない      ▽ 理由・内容 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費の大部分は一括納付報奨金と電算システムのリース料であり、一括納付報奨金を削減すると収納事務の負担が増える可能性が高い。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない      ▽ 理由・内容 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど) 滞納者に対しては、引き続き訪問して徴収する必要がある。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である      ▽ 理由・内容 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 本制度は、受益者に応分の負担を求めることが目的の一つである。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 滞納者個々の実情の把握等、きめ細かな収納対策の強化を図る必要がある。																					
2 改革改善(縮小・統合含む)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>■</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p>※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)</p>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持		■	×	低下		×	×	
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持		■	×																			
	低下		×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
2 改革改善(縮小・統合含む)	督促状の送付等の他、徴収訪問など強化したが、昨年度より1.8%向上した97%であった。今後も収納率向上のため、個々の実情の把握を進め訪問による納付指導等の収納対策を継続強化していく。